

国都計第 3 4 - 2 号
平成 2 8 年 6 月 1 3 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長
(公 印 省 略)

都市計画運用指針の改正について

今般、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、本年 3 月 30 日に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、観光立国の推進に向けた一層の取組が求められている。

このような状況を踏まえ、「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度」を創設したこと等に伴い、「都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上